

## 景観４５選入選作品の使用に関する要綱

(平成２７年１２月１１日市長決裁)

(趣旨)

第１条 景観４５選入選作品（以下「入選作品」という。）について、本市以外の者が使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この要綱において入選作品とは、景観４５選に入選した４５作品のうち、入選者の使用承諾が得られたものをいう。

(使用できる者)

第３条 何人も入選作品を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 本市の信用及び品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 営利を目的として使用するとき又は使用するおそれのあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入選作品を使用することが著しく不適当であると市長が認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第４条 入選作品を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入選作品の著作権、肖像権等を侵害しないこと。万一、入選作品について、著作権侵害、肖像権侵害等に係る紛争等が生じた場合は、使用者の責任において当該紛争等を解決するものとし、入選者及び市は一切の責任を負わない。
- (2) ダウンロードしたデータについて色調の修正などの編集、加工を行い、当初の写真の持つイメージを大きく改変しない。

(事務)

第５条 この要綱に関する事務は、都市整備部まちづくり計画課が行う。

(委任)

第６条 この要綱に定めるもののほか、入選作品の使用に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から実施する。